

「函館市青少年研修センター指定管理者募集」に係る質問への回答

(令和6年6月7日受付分)

No.	対象書類	項目	質問要旨	回答
1	函館市青少年研修センター 指定管理者 募集要項 (8ページ)	8 管理に関する経費等 (1) 管理に関する経費	食堂経費や寝具洗濯経費は、維持管理に必要な経費ですが、管理委託料とは別の収入源がある経費であることから、「維持管理費＞その他」の限度額16,180千円の枠外であるという理解でよいでしょうか。	<p>食堂や寝具洗濯に係る収入・支出は、管理委託料とは別に計上していただく(ただし、7ページ「7(4)食事提供に関すること」に記載のとおり、食事提供を行う上で必要な電気料等は委託料に含みます。)ため、管理委託料の限度額(令和7年度から令和11年度までの5年間で267,890千円)の枠外という理解で結構です。</p> <p>なお、支出の各区分ごとの金額については、区分ごとの上限額ではございませんので、施設の管理に係る収支計画書(別記様式6)の5年分の合計額が管理委託料の限度額を超えないご提案であれば問題ございません。</p>